

## 令和7年度 清須市地域防災計画の修正について

### 1 地域防災計画とは

- 地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するために立案するものであり、市と地域住民、行政機関・公共機関が効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標として作成するものです。
- 自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための重要な計画です。

### 2 地域防災計画修正の根拠

- 地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています（災害対策基本法第42条）。
- また、地域防災計画の作成及び修正は市防災会議の所掌事務とされています（災害対策基本法第16条及び清須市防災会議条例第2条）。

### 3 清須市地域防災計画修正の主旨

- 本市では、平成12年9月の東海豪雨により大きな被害に見舞われました。全国的には、令和2年7月豪雨において、全国各地で記録的な大雨となり、九州南部、九州北部、東海及び東北の多くの地点で24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えるました。球磨川や筑後川などの大河川の氾濫、土砂災害、低地の浸水等により、死者82名、行方不明者2名など、極めて甚大な被害が広範囲で発生しました。また、平成23年3月の東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震では、ライフラインの途絶や交通ネットワークの停止、帰宅困難者への対応等の様々な課題が浮き彫りとなりました。さらに、令和2年に新型コロナウイルス感染症の流行により、感染対策の観点を取り入れた防災対策の推進が求められることとなりました。

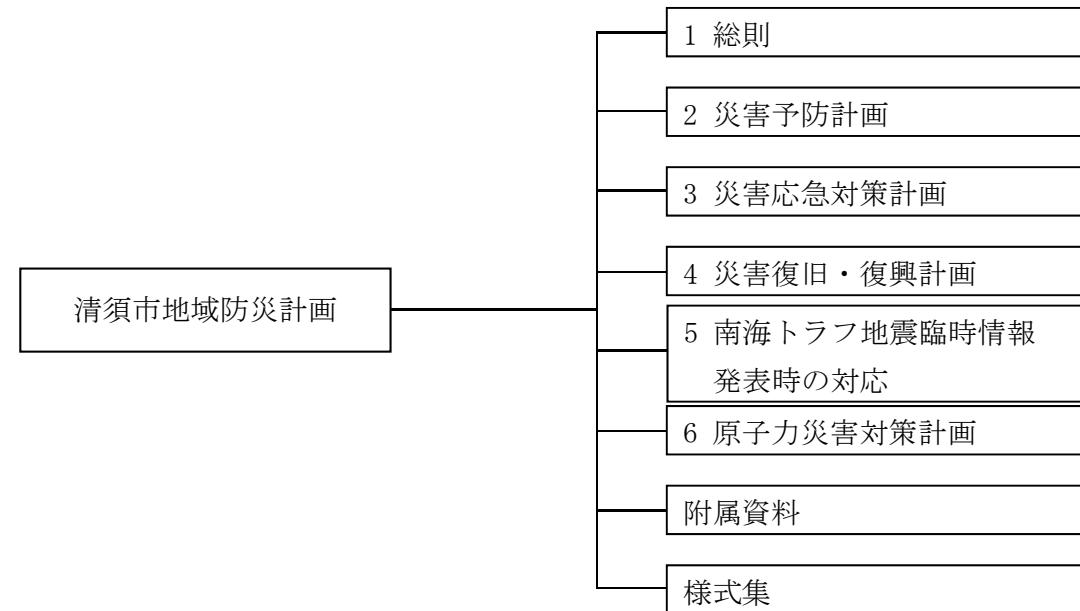
⇒ 近年、従来の想定を大きく上回る災害が発生しており、こうした災害から、いかに市民の生命・財産を守っていくかが大きな課題となっています。さらに、近い将来に発生すると考えられている南海トラフ地震等について国や愛知県で被害想定・対応策が議論されています。

- 全国的にも、防災・減災に関する議論がなされ、災害対策基本法をはじめとする各種防災関連法制度が改正されており、これを受けて国や愛知県の防災計画も毎年修正が実施されています。愛知県においては令和7年5月に愛知県地域防災計画の修正がなされました。

⇒ そこで、修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、清須市地域防災計画に必要な修正を行いました。

### 4 清須市地域防災計画の構成

- 清須市地域防災計画の構成は、以下のとおりです。



1 総則	計画の目的・方針、市及び関係機関の所掌事務、市の概況等を整理しています。
2 災害予防計画	災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するための骨格となる計画です。
3 災害応急対策計画	発災した場合に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための計画です。
4 災害復旧・復興計画	災害から一刻も早く市民生活、経済活動が平常に戻るようになるための計画です。
5 南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、防災関係機関等が対応をとれる体制を確保するための計画です。
6 原子力災害対策計画	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた、原子力災害に対応するための計画です。
附属資料	市の防災に関する情報を整理しています。
様式集	被害状況の取りまとめや県への報告、各種応援要請の際に必要となる様式を整理しています。

# 令和7年度 清須市地域防災計画の修正について

## 5 主な修正事項

清須市地域防災計画の主な修正事項は、以下のとおりです。

### I 避難生活の良好な生活環境確保について

⇒令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準\*を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正する。

\* スフィア基準：難民キャンプで劣悪な環境で多くの人が亡くなった反省から、災害や紛争の影響を受けた人々が尊厳ある生活を営むため必要な最低基準として作られた国際基準。トイレの衛生、1人当たりの居住スペースなど、災害時避難所に適用できる基準が含まれている。

#### (1)生活空間の確保

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保すること等

#### (2)トイレの確保・管理

簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮すること等

#### (3)食事の質の確保

栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保に配慮すること等

#### (4)生活用水の確保

給水タンク、貯水槽、防災井戸等の整備を図り、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保に努めること等

#### (5)在宅・車中泊避難者への支援

在宅避難者や車中泊避難者等への支援方策の検討や、被災者支援に係る情報の提供に努めること等

#### ＜主な修正箇所＞

- 災害予防計画 第9章 第1節 避難所の指定・整備 P 8 6～8 7
- 災害応急対策計画（風水害） 第6章 第2節 防疫・保健衛生 P 1 9 5  
第9章 第1節 避難所の開設・運営 P 2 1 0～2 1 5
- 災害応急対策計画（地震） 第7章 第2節 防疫・保健衛生 P 3 8 3  
第10章 第1節 避難所の開設・運営 P 3 9 7～4 0 3

## II 改正医療法による災害支援ナースに係る修正について

⇒被災した医療機関における看護業務や避難所の環境整備等を行う災害支援ナースが、令和6年4月の改正医療法により、災害・感染症医療業務従事者に位置づけられたことに伴い、県が行う災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、派遣調整について追記した。

#### ＜主な修正箇所＞

- 災害応急対策計画（風水害） 第9章 第2節 要配慮者支援対策 P 2 1 6
- 災害応急対策計画（地震） 第10章 第2節 要配慮者支援対策 P 4 0 3

## III その他の修正について

### ◆自主防災組織における情報伝達収集体制の確立（連絡網の整備）について

⇒自主防災組織における災害時の情報伝達体制を強化するため、連絡網の整備の文言を追加した。なお、今年度全ての自主防災組織に連絡網を作成させ市へ提出させるとともに、市総合防災訓練において、作成した連絡網を用いた情報伝達訓練を実施し、連絡網の有効性を確認した。

#### ＜主な修正箇所＞

- 災害予防計画 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 P 3 4

### ◆福祉避難所の対象者について

⇒福祉避難所の受入対象者を「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府・令和3年5月）」の内容に変更した。

#### ＜主な修正箇所＞

- 附属資料 第3各種施設等 2 避難場所・避難所 P 1 4

### ◆防災備蓄倉庫について

⇒令和6年度・7年度の2箇年で、市内避難所施設の防災備蓄倉庫の更新整備及び必要な資機材の購入を行った。

#### ＜主な修正箇所＞

- 附属資料 第3各種施設等 3 防災備蓄倉庫一覧 P 1 5